

水銀排出施設一覧

水銀に関する水俣条約の対象施設 (付属書D)		大気汚染防止法の水銀排出施設	規模
1	石炭火力発電所	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用する物を除く。）	燃料の燃焼能力*が 50L/h 以上
2	産業用石炭燃焼ボイラー		
3	非鉄金属（銅、鉛、亜鉛及び工業金）製造に用いられる製錬及び焙焼の工程	金属の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼結炉を含む。）及び煅焼炉	原料処理能力が 1t/h 以上
		金属の精錬の用に供する溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉	
		金属の精製の用に供する溶解炉（こしき炉を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ・火格子面積が 1m² 以上 ・羽口断面積が 0.5m² 以上 ・バーナーの燃焼能力*が 50m²/h 以上 ・変圧器の定格容量が 200kVA 以上
		銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	<ul style="list-style-type: none"> ・原料処理能力が 0.5t/h 以上 ・火格子面積が 0.5m² 以上 ・羽口断面積が 0.2m² 以上 ・バーナーの燃焼能力*が 20L/h 以上
4	廃棄物焼却設備	廃棄物焼却炉	<ul style="list-style-type: none"> ・火格子面積が 2m² 以上 ・焼却能力が 200kg/h 以上
5	セメントクリンカーの製造設備	窯業製品の製造の用に供する焼成炉	<ul style="list-style-type: none"> ・火格子面積が 1m² 以上 ・バーナーの燃焼能力*が 50L/h 以上 ・変圧器の定格容量が 200kVA 以上

※ 燃料の燃焼能力を重油換算で表したもの